

D 1 - 1

5 年 保 存 (常)
(令和11年12月31日まで)

F N . D 1 - 4 - 1

鹿 交 企 第 2 9 6 号

鹿 情 第 1 0 0 号

令 和 6 年 7 月 2 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	統 計 分 析 係	TEL	■
-----	-----------	-----	---

鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）

県警察における交通事故及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者等に係る情報については、「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和6年2月27日付け鹿交企第49号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、管理・運用しているところであるが、このたび、出力資料の一部廃止に伴い、旧通達を見直したことから、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年7月22日から施行し、旧通達は令和6年7月21日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領」（令和5年3月8日付け鹿情第9号ほか別添。以下「システム運用管理要領」という。）第12及び「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和6年5月1日付け鹿情第3005号ほか別添。以下「対策基準」という。）第5の1(2)アの規定に基づき、交通事故情報管理業務（以下「本業務」という。）の運用に必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本業務は、県警察において取り扱う交通事故（車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいい、道路外で発生したものを含む。以下同じ。）、交通指導取締り（車両等の運転者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条第1項に規定する反則行為をしたもの。以下同じ。）及び安全運転管理者等に係る情報を一元的に集約・管理するとともに、県警察における交通事故に係る業務及び交通事故抑止に資するための効率的な運用を図ることを目的とする。

第3 運用体制

1 運用主管課

- (1) 交通企画課に運用主管課長を置き、同課の課長をもって充てる。
- (2) 運用主管課長は、本業務の適正かつ円滑な運用、運用全般の企画指導及び調整を行うことを任務とする。
- (3) 運用主管課長は、(2)の任務遂行に当たり、交通企画課課長補佐、統括係長又は係長を運用担当者に指定し、その任務を補佐させるものとする。
- (4) 運用主管課長は、本業務の円滑な運用に資するため、システム管理者に必要な指導又は助言を求めるものとする。

2 運用所属

運用所属における運用管理者等の運用体制は、システム運用管理要領に定めるものとし、本業務の運用における運用管理者等の任務は次のとおりとする。

- (1) 運用管理者は、運用主管課長と連携し、本業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。
- (2) 運用責任者は、運用管理者の命を受け、運用担当者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

第4 ファイルの種類等

本業務に用いるファイルの保有目的及び種類は、次表のとおりとする。

保有ファイル

保 有 目 的	交通事故の統計・分析、事故捜査管理、交通事故証明
	交通事故の概要に関するファイル (高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規

種 類	基本ファイル	定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項を含む。）
	当事者ファイル	交通事故関与者（第1当事者、第2当事者、同乗者等）に関するファイル
	検挙票ファイル	当事者ファイルに記載した交通事故関与者（第1当事者及び第2当事者）の刑事処分に関するファイル
	保護者ファイル	事故当事者が未成年である場合の保護者に関するファイル
	安全運転管理者ファイル	安全運転管理者及び運行管理事業所に関するファイル
	30日死者ファイル	事故発生から30日以内の死者の情報に関するファイル
	取締りファイル	取締り情報に関するファイル
	見取図ファイル	事故発生地点の見取図に関するファイル
	日報ファイル	事故日報・死亡日報の情報に関するファイル
	指導対象者ファイル	指導対象者に関するファイル

2 保存期間

保存期間は、見取図ファイルにあっては5年、それ以外のファイルにあっては10年とする。

3 関連ファイル

種 類	免許情報ファイル	「鹿児島県警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和3年3月12日付け鹿免管第282号ほか）に規定する免許ファイル
--------	----------	---

第5 登録及び照会

交通事故情報管理システムへの交通事故情報及び交通指導取締り情報の新規・修正等の登録は、警察署等が個別の交通事故に係る捜査又は処理において得た情報に基づくものとし、必要に応じて登録情報の内容に係る照会ができるものとする。

第6 アクセス権

1 アクセス権付与対象者及びアクセス範囲

本業務のアクセス権付与対象者及びアクセス範囲は、別表第1「交通事故情報管理業務アクセス権一覧表（詳細）」（以下「一覧表」という。）のとおりとする。

2 アクセス権申請

「鹿児島県警察情報管理システムによるアクセス権管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和6年2月28日付け鹿情第14号）の規定に基づき、アクセス権を申請するものとする。

なお、一覧表に掲げるほか、運用管理者が本業務を活用した業務を行う必要があ

ると認めるときは、アクセス権の範囲、アクセス権を付与しようとする職員及び必要性等について運用主管課長と協議した上で、鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成22年鹿児島県警察本部訓令第24号）第4条に定めるシステム総括責任者にアクセス権に係る付与の申請を行うことができる。この場合において、運用主管課長は、システム管理者に必要な意見を求めるものとする。

第7 自宅型テレワークにおける本業務の取扱い

本業務の運用は認めないこととする。

第8 入力資料及び出力資料の取扱い

1 入力資料

個人情報記録されている入力資料は、交通事故情報管理システムに入力後、速やかに廃棄するものとする。

2 出力資料

個人情報記録されている出力資料は、別表第2のとおりとする。

なお、個人情報入力資料及び個人情報出力資料の取扱いについては、システム運用管理要領の例によることとし、本業務における出力資料の管理については「鹿児島県警察情報管理システムによる出力資料管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和6年2月28日付け鹿情第15号）で運用する出力管理業務で行うものとする。

第9 照会記録の確認

本業務においてファイルの情報を照会又は閲覧した記録の確認については、「鹿児島県警察情報管理システムによる照会記録確認管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和6年2月28日付け鹿情第13号）で運用する照会記録確認管理業務で行うものとする。

第10 運用形態

本業務の運用形態は、24時間運用とする。ただし、システム管理者又は運用主管課長が当該システムの運用を停止することとした時間は除くものとする。

第11 安全の確保

1 情報セキュリティ

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本業務に係る「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定について（通達）」（令和6年5月1日付け鹿情第3006号ほか別添）第4の1(2)ア(ア)に規定する管理対象情報の分類の範囲については、次のとおりとする。

機密性	完全性	可用性
2（中）	2（高）	2（高）

第12 障害発生時の措置

本業務の障害を認知したときは、直ちに運用主管課長を経由してシステム総括責任者へ報告するものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、本業務の運用に関し必要な事項については、運用主管課長が定めるものとする。

(別表省略)